

# 依神姉妹と支え合いの対話

☆ 市民のための福祉政策論の基礎 ☆





# 依神姉妹と支え合いの対話 ——市民のための福祉政策論の基礎

著：後藤和智（後藤和智事務所 OffLine）

表紙イラスト：乃樹坂くしお（ECLIPSE-Create）

発行：2017年5月6日

（第15回博麗神社例大祭）

## 注意

1. 本書は、同人サークル「上海アリス幻楽団」の作品「東方 Project」の二次創作作品です。本書は東方 Project の二次創作ガイドラインに従って製作されているものであり、また著者と原作者及び作者のサークルとは一切関係がありません。そのほか、登場人物の口調などが原作と異なる場合があります。
2. 本書を著作権法の定める私的使用の範囲外で公開などを行うことを禁じます。また、本書の使用により生じた問題についての責任は負いかねます。

## はじめに

あたしは悩んでいる。

そもそもあたしは人々に取り憑いてその富を奪つという能力を持った——疫病神だ。

でも、その能力を失ったとき、あたしはごうやって生きればいいのかろう。

まあ、神だし、死ぬことはないんだろうけど。

でも、妙に気になってしまつ。

この能力を失ったとき、どうすればいいのか。

あたしに、手を差し伸べてくれる人はいるのだろうか——。

——命蓮寺のある一室にて。

古明地こいし(以下、こいし)(:女一苑ちゃん！ 何しかた表情してんの？ ほら、朝が来たよ！ もっと元気出さな

いと！

依神女苑(以下、女苑)(:うわあああつ！ って、なんだ、こいしが……。てか、いつも突然現れて抱きついてくるんじゃないわよ！

ないわよ！

こいし:でも、女苑ちゃん、なんか深刻そうな表情してたよ？ あんなにド派手にアピールしてた女苑ちゃんらしくないよ。

いよ。

女苑:ハァー？ あたしは深刻そうな表情とかしねーし！ てかさとり妖怪のくせに心が読めないのになんでそんなことわかんのかよ！

とわかんのかよ！

こいし:いや、顔に書いてあるよ、「私は悩んでいます」って。てか、命蓮寺に来てから女苑ちゃんの悩んでるような表情、よく見るようになったわ。そんなの、心が読めなくなったこいしにだってわかるよー。

女苑:……さすがに隠し通せないか。うん、そうなんだ。あんたの言うとおり、あたしは悩んでるの。ほら、あたしは今までいろんな人に取り憑いてその人の財産とかを奪って生きてきたじゃん？ でも、ここにきていろいろな人に触れてきてさ、確かにあたしに寄ってくる人は多いんだけど、あたしは本当に好かれてるのかな、って、なんか、

そう思えてきてね……。

こいし：えー、そんなことはないよー。ここに居る人たちみんな、女苑ちゃんのことかわいがってくれるじゃん。それに、女苑ちゃんにはお姉さんがいるでしょ。

女苑：気休めは要らないわよ……。それにしても、あのクソ姉貴か。まあ、確かにあたしは姉さんを利用してしようとしたし、そのときは特に何も感じなかったけど、今になってちよつと後悔してるのよね。あいつ、今頃どこで何をしてるんだろっつ……。……。

秦（ころ）（以下、ころ）：なんだー、おまえたち、朝からうるさいぞー。まあ、いつものことだけど。それにしても、こいし、来てたんだ。

こいし：あ、ころちゃん！ ほら、女苑ちゃんが悩んでるんだから、元氣出させてあげようよー。くすべるのとかどうかな？

女苑：やめろ！ そんなことして笑ったって意味ないわよ！

ころ：私もそんなことはないよー。それより、お密さんが来てるよ？ しかも女苑さんに。

女苑：あたしに密さんが来てるの？ そんなのあり得ないし。

ころ：いや事実。てかもっ来てもらってるよ。

依神紫苑（以下、紫苑）：……。……ども。女苑、久しぶりだね……。

女苑：え、ええー？ て、てか、どの面下げてあたしの目の前に現れてんだこのクソ姉貴！

紫苑：ええ、相変わらず酷いなあ……。……ども、命運寺に行くようになって、しばらく家に顔を出さなくなったけど、元氣どうで何よりだよ。お姉ちゃん、嬉しいな。

女苑：あたしの元氣どうな表情が見られるだけで嬉しいなんて、姉さんは相変わらぬクソ姉貴ね。

霧雨魔理沙（以下、魔理沙）：でも、普段スルーしてしまっつないところを見つけたらどうなのも素晴らしいことだとは思うがな。

女苑：あなたも来てたのか。で、そのクソ姉貴とあたしを久々に会わせていったいどうするつもりよ。

紫苑：うん。実は女苑のために、みんなで幸せになれる方法ってのを勉強してきたんだ。ほら、あたしってさ、みんなを不幸にしちゃうじゃん。あたしもそれが存在意義だっと思ってた。でも、一杯お金とが持っている女苑とあたしが力を合わせたら、人々を不幸にするだけじゃなくて、幸せにすることもできるんじゃないかって……。

女苑：そんな変なことを考えるようになったのか、このクソ姉貴は。姉さんもあの不良天人に感化されておかしくなっ  
たんじゃない？ あるいはその変な魔女かしら？

紫苑：まああたしがおかしくなったっていうのは否定はできないかな……。でも、魔理沙から聞いたんだ。女苑が命蓮  
寺に来てから、なんか寂しそうっていうか、悩んでるっていうか、そんなことをね……。

魔理沙：この前紫苑にあったときに、命蓮寺での女苑の話をしたら、凄く嬉しそうだったんだが、ただ悩んでいるとい  
うことで心配していたんだ。

紫苑：そこでね、みんなで幸せになる方法ってなにかな、って思ってたね、福祉に関する思想とか制度のことについて勉  
強してみたの……。ちょっとだけ、お話を聞いて欲しいなって。

女苑：何かと思えばそういう話か……。あたしがしばらく顔を見せなくなっ、クソ姉貴ふりに拍車がかかってきたわ  
ね。姉さんはそういう変なところでアクティブなんだから。まあ、ちょっとくらいは話を聞いてあげてもいいわよ。

紫苑：ありがとう……。あたし、嬉しい……。

女苑：それにしても本当に単純な性格よね。まあ、そこがいいとも言えるんだけど。

こころ：ねえねえ、私もお話を聞いていいかな？

紫苑：うん、いいよ……。

女苑：で、これは、「後藤和智事務所Office」の74冊目の同人誌になるのかしら？

魔理沙：そうだな。改めて、本書を手にとってくれてありがとう。このサークルの社会科学系の同人誌が、前はネッ  
トワーク論と理論系だったから、今回はまた政策系になるかな。

女苑：福祉については、過去に経済学や医療統計とかで同人誌を出してて、2016年に『幻想郷市民大学』ってい  
うのでまとめるけど、考えてみれば政策について触れるのはこれが初めてかしら？

魔理沙：とはいえ、2015年に出した高等教育本『アリスのキャンパスライフ論講座』も大きい目で見れば福祉政策  
も関わっていると言えるかもしれないが、まあ正面から扱ったのは初めてではあるな。

こいし：そもそもなんで福祉政策なんて取り扱おうと思ったんだろ？

魔理沙：このころ、生存権をめぐる議論がいろいろなところで現れているというのがまあ大きな背景かな。まあ  
いろいろあるんだが、社会的に弱い立場の人たちを「特権階級」として捉える言説が、1990年代以降におい

ては少なくない。そういうった認識があらゆるところで歪みを引き起こしているところの一つの背景と書いているかもしれない。そういうった状況下で、敢えて福祉のあり方について見ることによって、生存権とは何か、というところを改めて捉えることとしてみたい。今回は紫苑が講師役だが、私もじゃっかんアシストはさせてもらう。

紫苑…えへへ……。じゃあ、みんな、よろしくね……。

# 目次

はじめに

4

## 第1章 理念——何を保障するのか

10

- 1・1 福祉政策は何を保障するのか？ 10
- 1・2 保障されるべき人権とは何か 12
- 1・3 個人の尊厳と連帯 14

## 第2章 実践1——ソーシャルワークとは何か

16

- 2・1 はじめに 16
- 2・2 ソーシャルワークの展開 18
- 2・3 ソーシャルワークの根拠 19

## 第3章 実践2——子供・家庭福祉政策

22

- 3・1 はじめに 22
- 3・2 「子供」「家庭」とは？ 24
- 3・3 子供の貧困はなぜ解決すべきなのか 28

## 第4章 実践3——高齢者福祉政策

32

- 4・1 はじめに 32
- 4・2 新保守主義と福祉政策 34



4・3 介護保険制度 38

## 第5章 危機——社会変動と福祉政策——

5・1 はじめに 41

5・2 緊縮財政と小さな政府 41

5・3 格差を容認する心性 44

## おわりに

おわりに 47

あとがき 47

47

41

# 第1章 理念——何を保障するのか

## 1・1 福祉政策は何を保障するのか？

紫苑…とはいっても、最初は何かから説明すればいいのかわかんないや……。

女苑…そんな状況で始めようと思ってたのかよ！

魔理沙…まあいろいろと熱心に勉強してたしな。とりあえず、まずは福祉政策というのが何を保障するのかについてところから始めるのがいいんじゃないか？

紫苑…そうだね……。それじゃ、まずは基礎となるところから解説するよ。まず、福祉政策の主眼っているのは、人々の人権の保障なんだ。その中で中心になるのは生存権かな。生存権の保障は、例えば日本国憲法なら、第25条のこの条文が有名だよね……。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

女苑…これはあまりにも有名ね。まあ、『健康で文化的な最低限度の生活』っていうのが人によっては曖昧ではあるんだけど、憲法が国の方針のあり方を規定するものだと考えると、その権利を保障しなければならぬ、っていうのがあとにつく感じがしろ。

紫苑…ただ、福祉政策を規定する人権は、何も生存権だけじゃないんだよ……。他にも自由権とか、人格権とかいろいろあると考えた方がいいかな。福祉政策が根拠とする「人権の保障」について考える前に、まずはそもそも人権っていう概念がどういう風に発展してきたかっていうのを見てみようかな……。まず、有名なのが1789年に公表された「フランス人権宣言」かな。絶対王政の打倒を行った後に出されたこの宣言が目指したものは、まあ一言で言えば自由権の確立だね。ただ国家からの自由、個人の自

由な発展を主眼とする人権思想は、むしろ慈善や共済とかを軽視、場合によっては弾圧するっていうこととに繋がったこともあったりしてね……。その後、19世紀から20世紀にかけて、社会権や公共の概念が登場して、それに基づく国家の社会への介入が正当化されてきてね。20世紀半ば頃以降に制定された、日本国憲法や世界人権宣言などには、社会権の保障に対する国家の公的な責任が謳われるようになってきた。たつていう経緯があるんだ……(注1・1)。

女苑：まあ、ホッブズ(注1・2)とかじゃないけど、人々の自然な状態を「万人の万人による闘争状態」って捉える向きも根強く存在するからねえ。

魔理沙：ちょっと結論を先取りすることになるが、そういつた闘争状態こそが自然であり、福祉などによる国家による介入、規制がなければ、自分のような普段「弱者」から敵視されているような人間が優位に立てる、と考える層はネット上の論客気取りとかにも見られるからな。福祉政策などによる介入を「特権」と捉えるような向きは、そういつた「闘争状態」に憧れるってのはあるのかもしれない。

紫苑：いま福祉政策を考える上で求められるのは、福祉による人権の保障を、国家の介入によって行うものほかに、人々の共同性によって保障するという考え方もかもしれないね……。例えば、国家が「小さな政府」っていうことで、介護とかいつた福祉事業を市場化してきたけど、それがいろんなほころびを見せてしまってるのがあったり……。

こころ：そういえばさ、日本国憲法を見てると「公共の福祉」っていつ言葉は何回か見かけるけど、あれって福祉についてはどいつ風につけるの？ 例えはこれとかあるよね。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

注1・1 大曾根寛『福祉政策の課題

——人権保障への道』(放送大学教

育振興会、2018年 pp.14-16

注1・2 Thomas Hobbes 1588-1679

イングランドの哲学者。主な著書

に『リヴァイアサン』『物体論』『市

民論』『人間論』など。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

紫苑：「公共の福祉」は、まあ人々の自由を規制してはならない、っていう立場からは敵視されやすい概念だし、実際「公共の福祉」概念は人権の制約と解説する解説書も多いみたね……。ただ「公共」や「福祉」について規定してる解説書はないみたい（注1・3）。その点は「公共」とか「福祉」をどういふふうに規定するのか、というところから始める必要があって、ここは法学だけじゃなくて社会学とかも必要になってくるのかもしれないね……。

## 1・2 保障されるべき人権とは何か

紫苑：人権っていう概念をとりあえずざっと見てきたけど、次に見るのは福祉政策によってどういう人権が保障されるべきなのか、ってことがな……。

女苑：ここまですりいろいろ人権を見てきて、まあ代表的なものだと自由権、平等権、社会権とかあったけど、姉さんが話してたのほだいたい社会権の話みたいな感じがするんだけど。自由権についてはむしろ敵視っていうか？ そんな論調になっちゃうのかしら。

紫苑：なるほどね……。確かに、自由権っていうのを、国家からの自由っていう風に考えると、確かにあたしの言ってることはそう聞かえちゃうのも無理はないかな……。でもね、もうちょっと自由とか自由権とかを広く捉えると話が違ってくるよね。例えば家族とか、あるいは福祉施設とかがそれぞれにあたるかな。障碍を持つてるからっていう理由で家族によって自由を制限されたり、あるいは精神医療とかの施設で自由の制限があったりしても、自由権を国家からの自由って捉える限りでは、そういうのは「私的領域」だから国家が介入すべきではない、ってなるかも。でも、実態として、自由っていうのは、何も国家からの自由だけとは限らないよね。そういう所で自由権ってのもあるって考えた方がいいんじゃないかな……。第1、国家から自由なびらびらって言う考えは、「家庭に扶養されているから公的な福祉は不要」

注1・3 大曾根前掲52頁

みたいな考えも生み出しちゃうんだ……。

女苑…あ、あたしはクソ姉貴のことを養つつもりなんて一ミリもないんだから！

紫苑…なんでそういう話になるのかな……。まあそれはいいや。次に平等権だね。これは、例えば日本国憲法の14条、《すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない》つていうところを見ると、「社会的関係」「社会的身分」つてのが重要になるんじゃないかな……。特に「社会的関係」による差別つていうのがキーなのかも。例えば、元ハンセン病患者への宿泊拒否事件みたいな……（注1・4）。あとは社会権、これはすでに説明したとおりだから省略するね……。

こいし…あと、少なくとも日本国憲法だと、そういう基本的な権利の他にいろいろな権利を謳つてるとは思ふんだけど、そういうのはどうなんだろ？

紫苑…例えば人格権なんかはそれにあたるのかな。まあ人格権には、自己決定権、幸福追求権みたいな細かいものはいろいろあるんだけど、その当たりも重要だとは思ふんだ。ただ人格権と社会福祉には相容れない部分も存在するんだ……。本書の著者が宮城県に住んでるからかなりラジオとかでも頻繁に報じられるんだけど、2018年に、宮城県において、かつての優生保護法に基づいて強制的に不妊手術を行われた人が、国による人権侵害を認めさせるために裁判を起こしてつてというのが話題になつてるの。

旧優生保護法に基づき知的障害を理由に不妊手術を強制されたのは憲法13条が保障する幸福追求権の侵害にあたるとして、県内の60歳代の女性が国を相手取り、慰謝料など1100万円の損害賠償を求めて30日に仙台地裁に提訴する。救済の立法措置を怠つてつてつて、国の責任を問う方針だ。

同法は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に、障害者やハンセン病患者に対する不妊手術や人工妊娠中絶実施の根拠となつた。都道府県の審査会が認めれば、本人の同意は不要とされてつた。

女性の義理の姉によると、女性は15歳だった1972年に「遺伝性精神薄弱」と判断され、同意がないまま県内の病院で卵管を縛る不妊手術を受けた。これが原因で、縁談話が破談になつたことも

注1・4 大曾根掲マシ